

## 新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A (第8回)



弁護士 阪上 武仁  
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

**Q** 私は、AV機器のメーカーのデザイン部に所属する者です。今回、新しいDVD再生装置の発売に伴い、今までにない斬新なデジタル操作表示部を考えました。このデジタル操作表示部に知的財産権を取得したいのですが、意匠権による保護は可能でしょうか。

### **A** 1 意匠の物品性（一物品一意匠）について

意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものと定義されています（意匠法2条1項、以下、条文を示す時には「法」といいます）。

この意匠の定義から、意匠として保護されるのは、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合である「物品」ということになります（意匠の物品性）。

そして、「物品」とは、有体物である動産のことをいうとされていることから<sup>1</sup>、意匠権は、原則として、有体物である一つの動産の上に成立することになります（一物品一意匠）。したがって、例えば、有体物ではない花火の軌跡やネオンサイン等は、有体物ではないことから、意匠権として認められません<sup>2</sup>。また、有体物であっても、庭園や道路等の不動産は、意匠とは認められません<sup>3</sup>。

ところで、「物品」とは、完成品だけでなく、独立して取引の対象となるのであれば、部品であっても、意匠権として保護されます。例えば、完成品である「自動車」の部品の「自動車のタイヤ」、完成品である「万年筆」の部品の「万年筆のペン先」などが挙げられます<sup>4</sup>。

ある部品が意匠法上の一物品に該当するか否かが争われたターンテーブル事件の裁判例（東京高判昭和53年7月26日無体裁集10巻2号369頁）では、「およそ部品が意匠法上の一物品といるためには、(a)互換性を有すること、(b)通常の状態ですべて独立して取引の対象となること、が必要である。」とした上で、ターンテーブルにつき、互換性及び取引性を認定し、意匠法上の一物品となると判断されました。

なお、液体、気体又は粒状物・粉末物の集合体で一定の形態が定まらないものは、物品にあた

- 1 特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔19版〕」発明推進協会1070頁、茶園成樹「意匠法」有斐閣（2012年）18頁等
- 2 寒河江孝允・峯唯夫・金井重彦編「意匠法コンメンタール〔第2版〕」レクシス・ネクシスジャパン（2012年）23頁（五味飛鳥執筆）、前掲「意匠法」18頁
- 3 前掲「意匠法コンメンタール〔第2版〕」24頁（五味飛鳥執筆）
- 4 前掲「意匠法」19頁、前掲「意匠法コンメンタール〔第2版〕」24頁（五味飛鳥執筆）